



令和2年度 預かり保育の無償化について

Point 1 預かり保育利用料が無償化！

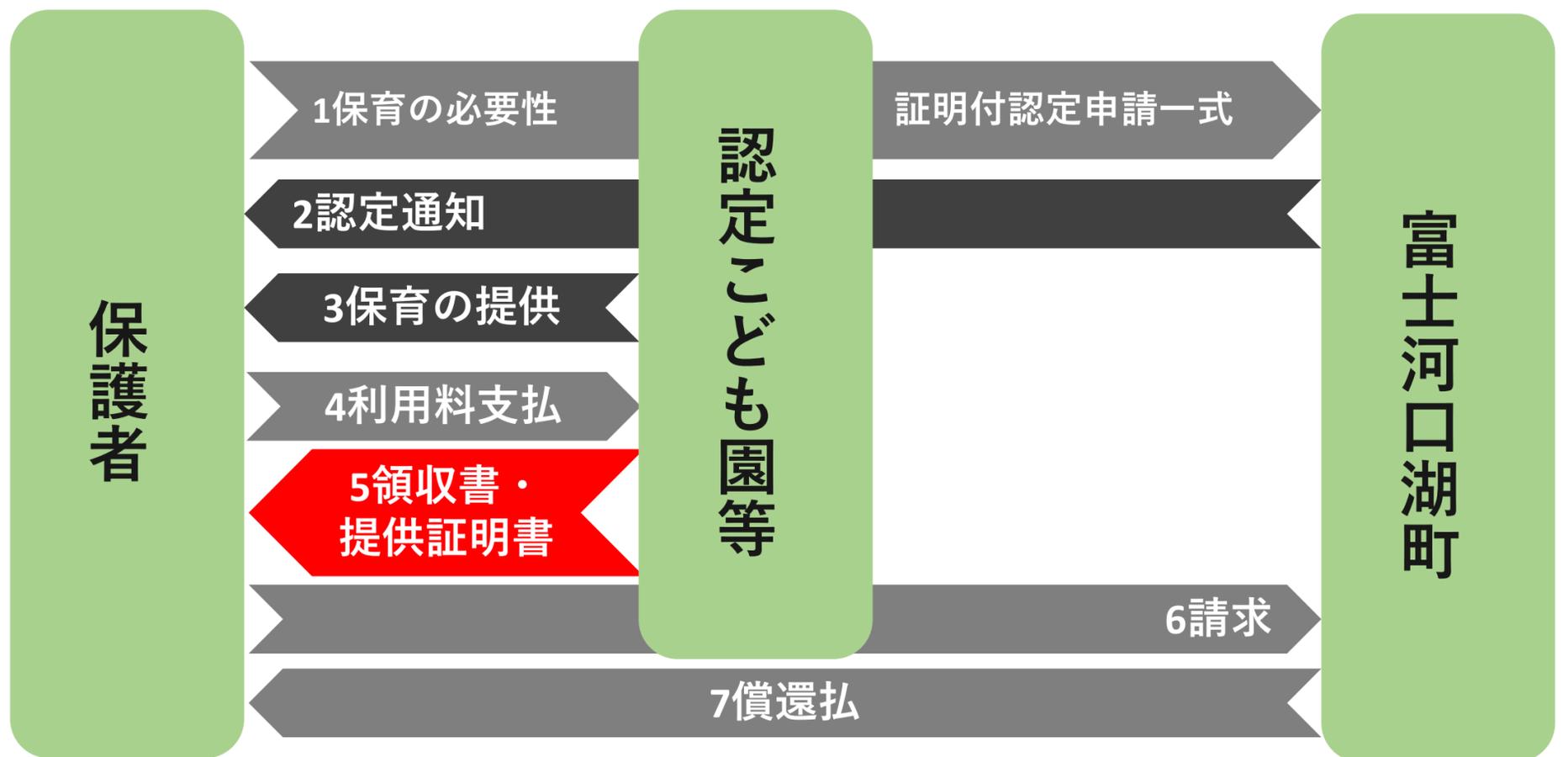
2019年10月から、3～5歳のお子様については預かり保育利用料が無償化されます。無償化となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認定を受けるためには、就労等の要件が必要となります。

Point 2 11,300円までの利用料が対象！

月額上限額は、利用日数に応じて変動します。（450円×利用日数）

	預かり保育利用料	利用日数	上限額 (450円×利用日)	無償化対象金額	実質負担額
例	4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

お手続きの流れ 申請は認定を受けたい月の「前月10日」までに！



令和2年度 償還払いの時期	受付期間	お支払い	必要な書類
4月～9月利用分	10/1～10/31	11月中	・預かり保育償還払い請求書 ・領収証
10月～3月利用分	3/1～3/31	翌4月中	

※領収証は大切に保管しておいてください。領収証なき場合にはお手続きができません。

お問い合わせ先
 富士河口湖町 子育て支援課 保育所担当
 ☎ 0555-72-1174